

# 島本町 LINE 公式アカウント運用ポリシー

(令和2年4月1日)

最近改正 令和5年11月1日

島本町では、町の行政情報や、町の魅力を幅広く知ってもらうため、島本町のLINE公式アカウント（以下「当アカウント」と言います。）を開設し、情報発信及び各種サービスの提供を行います。当アカウントを通じての情報発信にあたり、当アカウントを閲覧、利用する住民や町外の方（以下、「利用者」と言います。）に誤解や混乱が生じないように、当アカウントの運用ポリシーを以下のとおり定めます。

## 1 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名：LINE 公式アカウント
- (2) アカウント名：島本町
- (3) ID：@shimamoto - town
- (4) ページURL：<https://page.line.me/shimamoto - town>

## 2 アカウント運用管理者

- 【システム及び情報発信の統括に関すること】 広報主管課長
- 【情報に関すること】 発信内容の所管課長
- 【当アカウントで提供するサービス】 サービス所管課長

## 3 投稿内容

- (1) 町政やイベントなどに関する情報
- (2) 町の魅力に関する情報
- (3) 災害等の緊急情報
- (4) 前号に掲げるもののほか、本町が適当と認める情報発信、サービス

## 4 対応時間

原則として開庁時間内（平日の午前9時～午後5時30分）に、必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

## 5 コメントへの返信

- (1) 当アカウントへの投稿には、自動回答による回答を除き、原則として個別の回答は行いません。
- (2) 利用者からの書き込み（コメント）については、原則として返信はいたしません。
- (3) 島本町へのご意見・ご質問は、島本町ホームページ「私の声」をご利用ください。

## 6 禁止事項

利用者が当アカウントにコメントを投稿するにあたり、下記の事項に該当するものを禁じます。禁止事項を行った、または行う恐れがあるとページ運営管理者が判断した場合には、投稿した利用者に対し断りなく内容の全部または一部を削除、または利用制限等を行う場合があります。

- (1) 公序良俗に反すること
- (2) 当アカウントの掲載内容に対して著しく乖離する内容のもの
- (3) なりすましや虚偽、詐称の内容または著しく事実と異なる内容のもの
- (4) 島本町または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容のもの
- (5) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似するもの
- (6) 違法な情報やわいせつな内容のもの
- (7) 商品、店舗、会社の宣伝や勧誘など営利目的のもの
- (8) 人種、思想、信条などの差別または差別を助長させるもの
- (9) 島本町または第三者の著作権、肖像権、そのほか知的財産権を侵害するもの
- (10) 有害なプログラムなど
- (11) 建設的議論を妨げるもの
- (12) 町行政の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせ、不安を与える恐れのあるもの
- (14) そのほかページ運用管理者が不適切と判断したもの

## 7 著作権

当アカウントに掲載されている写真・イラスト・動画や投稿した内容などの著作権は島本町に帰属します。これらの情報について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合およびLINE 公式アカウント上で「シェア」機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編せず、また出所を明記

することを除き、無断で複製・転用することはできません。また、町の投稿物に対して、LINE 株式会社が定める LINE、LINE 公式アカウント利用規約に違反する利用は行わないでください。

## 8 個人情報の取り扱いについて

当アカウントで取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び島本町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に取り扱います。

## 9 免責事項

- (1) 当アカウントの投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保障するものではありません。
- (2) 利用者が当アカウントの情報を用いて行う一切の行為については、島本町は何ら責任を負うものではありません。また当アカウントに関連して生じた直接・間接的ないかなるトラブル又はその被った損害について島本町は一切責任を負わないものとします。
- (3) 当アカウントの内容は、予告なく変更することがあります。
- (4) 島本町は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合があります。

## 10 適用

この運用方針は、令和2年4月1日から適用します。

### 附則

この運用方針は、令和2年7月1日から適用します

### 附則

この運用方針は、令和5年11月1日から適用します。